



## 【交野市後援名義の使用承認及び賞状交付に関する要綱より抜粋】

(承認の対象)

第2条後援名義の使用承認及び賞状交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかの団体とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 報道機関、経済関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他公共的団体
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める団体

2 市長は、前項各号の申請者が行う事業の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めるものについて、後援名義の使用承認及び賞状交付を行うことができる。

- (1) 公共性を有するもの
- (2) 市の行政運営上有意義なもの
- (3) 営利又は商業宣伝を目的としないもの
- (4) 特定の政党その他の政治団体若しくは特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の主義主張を浸透させる目的を有しないもの
- (6) 事業の開催について、安全対策その他必要な措置が講じられているもの
- (7) 暴力団の利益になり、またはそのおそれがあると認められないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不適當と認めたものでないもの